

審議事項

- 1 開示請求の手数料
- 2 開示決定等の期限
- 3 行政機関等匿名加工情報の手数料
- 4 条例要配慮個人情報について
- 5 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書

- 6 保護法の非開示部分と公開条例の非公開部分の調整
- 7 審議会への諮問
- 8 運用状況の公表
- 9 存否応答拒否の審議会への報告




次回以降の審議事項

【審議事項 1】 開示請求の手数料（施行条例で定める必要がある事項）

主な相違点			札幌市の考え方
<p>現行保護条例では、<u>手数料は徴収せず、請求者は写しの交付に要する費用（コピー代等）を負担するものとされている。</u>保護法では、<u>請求者は実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。</u></p>			<p>○現行保護条例と同様に手数料は徴収しないこととして、コピー代等（郵送の場合は郵送費用も）の額を徴収する旨を施行条例で規定する。</p>
	手数料	写しの交付の額	
①保護法（国の行政機関）	行政文書1件につき、オンラインによる請求は200円、それ以外の請求は300円	なし（郵送の場合は郵送費用）	
②現行保護条例	徴収しない	コピー代等（郵送の場合は郵送費用も）	
③公開条例	徴収しない	（同上）	
<p>※保護法は手数料の納付義務を定めているが、<u>手数料を徴しない旨の規定を設けることは可能である。</u></p>			

【審議事項 2】 開示決定等の期限（施行条例で定めることができる事項）

主な相違点			札幌市の考え方
	保護法の期限	現行保護条例の期限	<p>○決定期限が短い方が開示請求者にとって望ましいため、現行保護条例と同様に④は 14 日以内、⑤は 44 日以内として、保護法が規定する期限よりも短縮する旨を施行条例で規定する。</p> <p>○なお、今年度の個人情報開示決定のうち、14 日以内での開示決定割合が9割を超えており、加えてほぼ全てが 44 日以内（通常延長の期間内）に開示決定できていることから、現行の期限で支障は生じていない。</p> <p>—特例延長の例—</p>  <p>①4/1 に開示請求があったが、請求に係る個人情報著しく大量のため、通常延長の⑤の期限である 5/15 までに決定できない。 ②全ての個人情報について開示決定が可能な時期（相当の期間）を見積もる。 ⇒ 12/1 までに決定できると判断 ③開示請求者には、12/1 までに開示決定を行う旨を通知 ④⑥の期限である 44 日以内（5/15 まで）に努力して決定できる分（相当の部分）の決定を行う。 ⇒ 1 回目の決定 ⑤12/1 までに残りの部分の決定を行う。 ⇒ 2 回目の決定</p>
④原則	30 日以内	14 日以内	
⑤通常延長（※1）	④+30 日=60 日	④+30 日=44 日	
⑥特例延長（相当部分の開示決定等）（※2）	60 日以内	44 日以内	
<p>※1 やむを得ない理由により延長する場合。保護法、現行保護条例いずれも、④の期間が満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長が可能</p> <p>※2 開示請求に係る個人情報著しく大量で、⑤の期間内に開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に延長が可能。この場合、開示請求に係る個人情報の相当の部分について⑥の期間内に開示決定を行い、残りの個人情報については相当の期間内に決定すれば足りる。</p> <p>【補足】 決定までの期間を保護法より長くすることは認められないが、短くすることは条例により可能。</p>			

【審議事項 3】 行政機関等匿名加工情報の手数料（施行条例で定める必要がある事項）

主な相違点	札幌市の考え方
<p>保護法では、<u>地方公共団体と行政機関等匿名加工情報に関する契約を締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。</u></p>	<p>政令で定める額と異なる額を定める特段の理由はないため、政令のおりの額を施行条例で規定する。</p> <p>（詳細は別紙 1 を参照）</p>

【審議事項 4】 条例要配慮個人情報について（施行条例で定めることができる事項）

主な相違点	札幌市の考え方
<p>・ 現行保護条例では、「<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報</u>」は法令等に定めがあるとき又は審議会が認めたときでなければ収集できない。</p> <p>・ <u>保護法では要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障がいがあることなど）を定義している。</u></p> <p>・ 保護法では、要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを保有している場合は、公表する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる旨を明記する必要がある。</p> <p>・ なお、保護法では、「<u>地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの</u>」を「<u>条例要配慮個人情報</u>」として別途条例で定めることができることとされた（個人情報ファイル簿の対応は要配慮個人情報と同じ。）。</p> <p>※ 保護委員会が想定する条例要配慮個人情報の例</p> <p>① L G B Tに関する事項</p> <p>② 生活保護の受給</p> <p>③ 一定の地域の出身である事実</p>	<p>○ 要配慮個人情報に限らず個人情報全般の保有について法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定され、不正な手段による取得も禁止されている。</p> <p>○ 条例要配慮個人情報を定めたとしても、個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報を保有している旨が明記されるだけであり、保有や提供などの具体的な取扱いが変わることはない。</p> <p>○ 特別に条例要配慮個人情報の保有を制限する規定を設けることはできない。</p> <p>○ したがって、現時点で条例要配慮個人情報は規定せず、今後の本市の施策や社会状況の変化を踏まえて、必要性があれば再度検討する。</p>

【審議事項5】個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書（施行条例で定めることができる事項）

主な相違点	札幌市の考え方
<p>・現行保護条例では、個人情報取扱事務届出書（事務ごとに、①名称、②目的、③記録項目、④収集、利用の方法、などを記載するもの。以下「事務届出書」という。）を作成・閲覧に供しなければならないとされている（行政情報課で閲覧）。</p> <p>・一方、保護法においては、<u>個人情報ファイル（システムの個人情報データベースや名簿（索引のあるもの）で管理されている個人情報）</u>ごとに、<u>個人情報ファイル簿（単票）を新たに作成し、これらの単票をまとめた個人情報ファイル簿を公表する必要がある（1年未満に消去するもの、本人の数が1000人未満のものなどは除く。）</u>。</p> <p>・個人情報ファイル簿（単票）への記載項目は、①名称、②利用目的、③記録項目、④収集方法、⑤（条例）要配慮個人情報が含まれている場合はその旨 など。</p> <p>・なお、保護法では、条例で規定することで、<u>上記の個人情報ファイル簿とは別に個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿（現行保護条例での事務届出書）を作成し、公表することが可能とされている。</u></p> <p>※地方公共団体の中には現時点で個人情報ファイル簿と事務届出書の両方を整備しているところがある。そのような地方公共団体に配慮し、上記のような規定が設けられている。</p>	<p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人数、期間に関わらず個人情報ファイル簿（単票）を作成する。 2 1000人以上、1年以上の個人情報ファイル簿（単票）は保護法に基づきホームページで公表する。 3 1000人未満、1年未満の個人情報ファイル簿（単票）は施行条例には規定しないが閲覧に供することとする。 <p>【考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報ファイル簿（単票）と事務届出書では、記載すべき項目はほとんど同じである。 ⇒ <u>両方とも作成することは不要</u> (2) 事務届出書と同様に人数、期間に関わらず個人情報ファイル簿（単票）を作成することで、札幌市全体の個人情報の保有状況の把握と保護法で定められた個人情報ファイル簿（単票）の作成・公表漏れの防止を図る。 1000人以上、1年以上の個人情報ファイル簿（単票）の公表は保護法により求められているものであり、これに満たない個人情報ファイル簿（単票）については従来どおり閲覧に供することとする。

【別紙 1】 審議事項 3 「行政機関等匿名加工情報の手数料」

①【民間事業者／札幌市】

民間事業者からの提案 → 提案の審査

②【民間事業者／札幌市】

行政機関等匿名加工情報の利用契約 ⇒ 手数料A

実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額

【政令案】 21,000 円＋次に掲げる額

ア 作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円

イ 委託する場合は受託者に支払う額

③【札幌市】

行政機関等匿名加工情報の作成・提供

④【札幌市】

作成に用いた個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿に、作成した行政機関等匿名加工情報の概要等を記載

③について他の民間事業者も利用契約を結ぶとき

⇒ 手数料B

上記の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額

【政令案】 手数料Aと同額

③について同じ民間事業者が別の事業でも使う or 期限を延長して使うため、再度利用契約を結ぶとき

⇒ 手数料C

上記の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額

【政令案】 12,600 円